

十日町市における
建築基準法第6条第1項第3号 指定区域

区域	
十日町市 松代	大字松代字坂の下、中町、前田、諏訪腰、宮沢入、古町、ドドメキ、上原、下の島、舟渡、池田、谷内、釜田、善修塚、上の山下、浦町、下小路、原、下町、
	大字千年字さいみ平、船渡の内、前田、宮の前、宮の外、向、切通、
	大字太平字沢田、前田、西の原、大田、塚上、中新田、蒲生田、堤岡、上原、向原、サギの島、大崩、
	大字田沢字松瀬、川島、下屋敷、ヒジリ田、
十日町市 松之山	大字浦田口字向山、行峯、中之入、前田、南前田、高畔、久保田、道北、北田、
	大字光間字中山、中山沢、雷林、布付場、
	大字湯本字湯端、下湯、川下、川上、小屋の上、
	大字湯山字上笹野